

## 鹿児島県長期優良住宅建築等計画認定実施要領

(自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮等に関する事項)

第3条の2 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることの基準は次の各号とする。

(1) 申請建築物が原則として次の区域内にないこと。ただし、区域の指定解除がされること  
が決定している場合等は、この限りでない。

ア 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域

イ 土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

ウ 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域

エ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項に規定する浸水被害防止区域

(2) 申請建築物が原則として建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域内にないこと。ただし、次の場合は、この限りでない。

ア 建築基準法施行条例（昭和46年鹿児島県条例第33号）第27条の規定により特定行政庁が建築物の構造若しくは敷地の状況又は急傾斜地崩壊防止工事の施工により被害をうけるおそれがないと認める場合

イ 薩摩川内市災害危険区域に関する条例（平成23年薩摩川内市条例第26号）第3条第2項の規定により市長の認定を受けた場合

ウ さつま町災害危険区域に関する条例（平成23年さつま町条例第12号）第4条の規定により町長の認定を受けた場合